

奈良市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 3 年 7 月 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

奈 監 第 33 号
令和 3 年 7 月 1 日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議会議長 三浦教次様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

危機管理監	危機管理課
総合政策部	秘書広報課 人事課
総務部	総務課（保健所・教育総合センター管理室を含む。） 法務ガバナンス課 市民税課 資産税課
福祉部	保護課 長寿福祉課 福祉医療課
子ども未来部	保育総務課 保育所・幼稚園課
観光経済部	観光戦略課 奈良町にぎわい課
公平委員会事務局	

2 監査期間

令和 3 年 4 月 8 日から令和 3 年 6 月 28 日まで

3 監査方法

令和2年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和3年2月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

危機管理監

危機管理課

【意見】 補助金交付団体における支払等の会計事務を市が担うことについて

奈良地区防犯協議会及び奈良西地区防犯協議会（以下「協議会」という。）に対する補助金について、交付する側の危機管理課が交付を受ける側の協議会の会計事務を担っている。

協議会において経費を支出する場合は、協議会の事務局（奈良警察署及び奈良西警察署）において見積書を徴取し、支出伺により警察署長決裁を経て発注、納品、検収した後、危機管理課が支払手続のみを行っている。

このような関係性においては、補助事業に関わる経費の支出が交付目的に沿って適正に行われているかを危機管理課がチェックする際に、その判断が甘くなる危険性は拭いきれず、公正な補助金交付の審査に支障が生じるおそれがある。また、支払手続のみを危機管理課が担うことの合理的な理由は見当たらない。

よって、危機管理課が補助金交付団体である協議会の会計事務を担うことについては見直しを図られたい。

総合政策部

人事課

【意見】 審議会等の委員に対する費用弁償について

市の附属機関である審議会等の委員が会議に出席した場合に、費用弁償を支給している事例と支給していない事例があった。

この要因は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第3条に「職務のため旅行したとき」と規定されているが、委員が会議に出席した場合における取扱いの解釈が統一されていないためと考えら

れる。

条文の解釈が明確になるよう同条例の見直しなど対応策を検討されたい。

総務部

市民税課

【意見】 レジスターの操作ミス時の処理及び税証明等交付後のキャンセル時の現金の返還に関する処理について

窓口で税証明等を交付した際の証明手数料、自動車臨時運行許可手数料、標識貸付手数料及び標識弁償金（以下「手数料等」という。）の現金の集計方法について実査したところ、一部改善すべきと思われる点があった。

窓口で収納された手数料等は、一日分の交付枚数と、打ち出されたレジスターのジャーナルにより集計し、金額が合致しているか確認される。

レジスターの操作ミスにより誤って入力してしまった手数料等の金額を取り消す場合は、誤入力で出力されたレシートを当日の終業後まで保管し、集計の最終段階でまとめて減額処理を行い、当該レシートは処理後廃棄されていた。

誤入力で出力されたレシートは減額処理を行う根拠となるものであり、ジャーナルだけでは、いつ、誰の操作によって誤入力があったのか、確かに誤入力であったのかを確認できないため、レジスターの減額処理が誤入力によるものであることを事後に検証可能となるよう、当該レシートにレジスターの操作担当者名を記すなどした上、てん末の記録とともにこれを保存すべきである。

また、税証明等の交付後のキャンセルなどにより手数料等を返金した場合、返還された税証明等は保管しているものの、申請者の返金受領書を徴取する決まりになっていなかった。

現金の取扱いに着目すると、受領書は申請者に返金した証拠となるものであるため、これを徴取すべきである。

福祉部

保護課

生活保護システム・中国残留邦人等支援システム賃貸借契約について、関係書類を査閲したところ、システムの保守が契約に含まれており、受注者とは異なる業者が保守を行っていたが、契約書に再委託に関する定めはなく、書面による再委託の承諾行為も行われていなかった。

書面による手続がなされていなければ、再委託先において個人情報の取扱いに事故があった場合等に、責任の所在が不明確となるため、再委託については、契約書中に規定した上で、書面により承諾行為を行われたい。

福祉医療課

後期高齢者医療保険料納入通知書等の印刷業務において、「指定納期対応のため奈良市近郊で作業を行うため」との理由で、業務の一部が第三者へ再委託されていた。また、後期高齢者の所得金額、保険料額等の重要な個人情報を取り扱う業務であることから、仕様書においてプライバシーマーク等の認証を受けていることを入札条件としており、再委託をする場合においても再委託先に同様の条件を求めている。しかし、所管課は再委託承認審査時に、再委託先におけるこの認証の有無を確認していなかった。

受注者よりも再委託先の方が納品場所に近いことをもって、再委託をする理由にはならないと考える。また、印刷発注は契約課において指名競争入札を執行しているため、資格要件は指名業者選定の際に契約課が確認しているが、再委託先の資格要件については契約課では確認ができない。結果として再委託先もプライバシーマークの認証を受けていたものの、本来、再委託承認審査時に所管課において確認を行う必要がある。

以上のことから、受注者から再委託承認申請書が提出された際には、所管課は、印刷製本契約書別記の奈良市個人情報取扱特記事項第7条第3項の「申請内容が適正であると認めるとき」に該当するかどうかを適正に審査した上で、承認すべきかどうかの意思決定を行われたい。

子ども未来部

保育所・幼稚園課

公立・私立保育所措置費自己負担金及び幼稚園費使用料(保育料)において、令和元年度決算における収入未済額と令和2年度当初における滞納繰越の調定額が一致していなかった。

これは、所管課で収入金の管理に利用している「子ども・子育て支援業務システム」が、平成31年4月から新システムに切り替わったことに伴って誤びゅうが発生したことによるものであるが、そもそも、所管課において滞納繰越の調定を行う際に、前年度決算の収入未済額と当年度の調定額は一致するべきという認識がなかったことが原因であると考えられる。

滞納繰越の調定は、前年度決算の収入未済額が確定した後、その額をもって行うものであることから、所管課は、収入未済額と調定額が一致しているかどうかの確認を確実に行った上で事務処理を行われたい。

観光経済部

奈良町にぎわい課

奈良市ならまち振興館事業用地及び奈良市京終駅観光案内所の貸付については、それぞれ平成27年2月及び平成31年4月に10年間の貸付期間を設け

て契約されている。このため、令和2年度の貸付収入の債権額は、年度当初である令和2年4月1日に確定していた。ところが、この債権に関する調定手続が令和3年3月31日に行われており、また、納入通知書の発行日が令和3年4月1日となっていた。

調定手続がいつまでも行われないうままであると、市の会計上、債権額を認識できない状態が長く続くことになり不相当である。また、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第142条第1項第2号の規定によれば、歳入の会計年度は納入通知書を発した日の属する年度に区分される。このため、令和2年度に属すべき歳入の納入通知書を令和3年4月1日に発行したのは明らかに誤りである。

所管課は、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第11条に基づき、納入すべき金額等を確認したときに調定手続を行うとともに、本来の会計年度に属する適正な日付で納入通知書を発行されたい。

また、奈良市奈良町南観光案内所運営委託事業及びにぎわい創出施設の運営事業に関する契約において、南観光案内所B棟で得た収益にかかる納付金について規定されているが、当該納付金についても前述と同様の取扱いがなされていた。併せて適正に事務処理を行われたい。

【意見】 転害門前駐車場の定期券における使用料収入の確認について

前回の監査でも指摘したが、収納事務を指定管理者に委託している転害門前駐車場使用料について、定期券の販売枚数を、指定管理者が作成した報告書でしか確認していなかった。

所管課は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、定期券の申込書及び指定管理者が利用者に発行した領収書の控えなどに基づき販売枚数を把握した上で、駐車場使用料の入金額と突合し、使用料の収納状況を適切に把握するよう努められたい。

【複数課にわたる共通意見】

市が支出する補助金等において、領収書の原本確認がなされていない事例が複数課において見受けられたため、以下のとおり意見を述べる。

ア 精算が必要な補助金等について

補助金交付団体からの補助事業実績報告時に、所管課は収支決算書を徴取しているが、外部証拠資料である領収書の原本との突合による計数確認を行っていない事例が見受けられた。また、精算条項付きの委託料においても同様の状

況であった。

収支決算書が正確に作成されているかを適正に審査するため、実績報告の際には収支決算書に加えて領収書の原本提示を求め、補助金等が対象経費に確実に支出されたかどうかを確認し、その上で収支決算書と領収書の原本とを突合する必要がある。併せて、事後の説明責任を担保するため、原本確認を実施した手続を内部資料として保存されたい。また、他の補助金等への領収書の転用を防止するため、当該補助金等の対象となった旨を領収書の原本に記した上で返却されたい。

イ 一定の条件を満たす建物の改修等及び物品の購入に対する補助金について

補助金交付申請者に対し領収書の写しの提出は求めているものの、原本を確認していない事例が見受けられた。

当該費用が確実に支出されたかを適正に審査するため、領収書の原本を受領するか、若しくは、写しを受領する場合は原本と相違ないか確認する必要がある。併せて、原本を返却する場合には、事後の説明責任を担保するため、領収書の写しに原本確認した旨を記されたい。また、他の補助金への領収書の転用を防止するため、当該補助金等の対象となった旨を領収書の原本に記した上で返却されたい。